

輸入申告項目の追加について

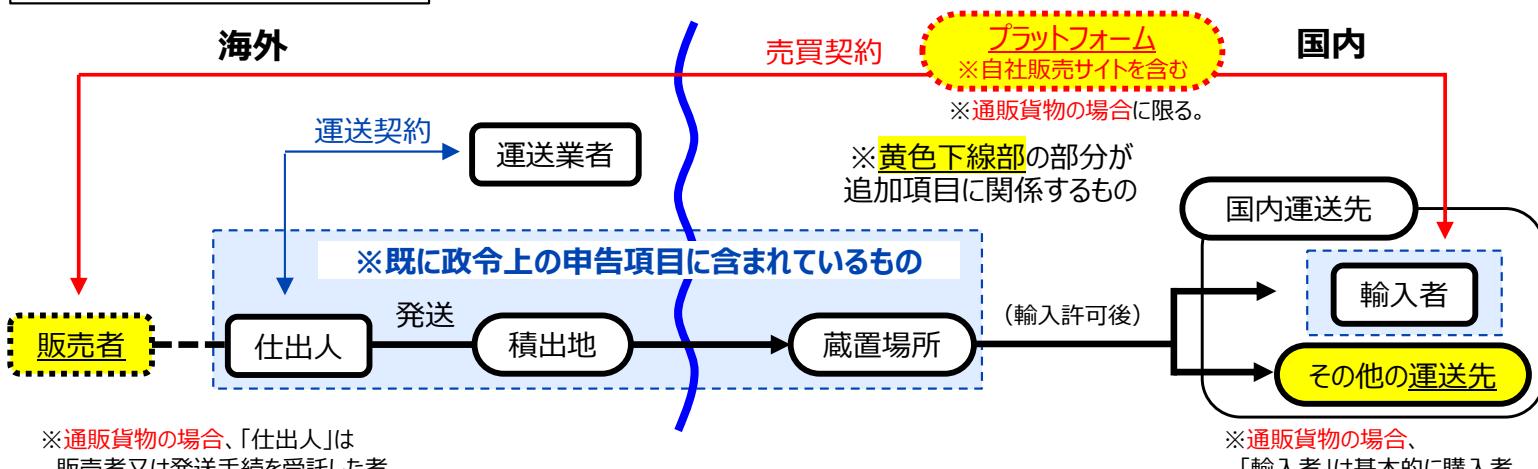
越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加している状況において、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されているほか、不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、通販貨物を含めた全ての輸入貨物について、引き続き円滑な輸入を確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、輸入申告項目として以下の①～③の項目が追加されます。（令和7年10月12日施行予定）

① 輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」

- 「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先です。一の貨物について経由地を含めて2以上の運送先がある場合には最後の運送先を申告してください【例1】。
※ NACCS申告において、1申告中の複数の貨物について異なる運送先がある場合は、主たる貨物の運送先1か所を入力するとともに、運送先の一覧を所定の様式にてMSX添付してください【例2】。（簡易審査扱い（区分1）の場合も添付）
【例1】貨物100個について倉庫Aを経由して倉庫Bに運送 → 倉庫Bを申告
【例2】貨物100個のうち、60個を倉庫C、30個を倉庫D、10個を倉庫Eに運送
→ 倉庫Cを入力し、倉庫D・Eの一覧をMSX添付（倉庫Cを一覧に含めても可）
- 「運送先」が「輸入者の住所」と同じ場合は、運送先の所在地・名称欄への記載は不要です。
- 通販貨物に限らず、全ての輸入貨物について、(1)運送先の所在地と、(2)運送先の名称（その運送契約により運送先において貨物の引渡しを受ける者が定められている場合にはその者の氏名又は名称）を申告する必要があります。

申告項目のイメージ



【関係法令：輸入申告項目（施行後）】関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6



「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」、「貿易の円滑化」
税關HP:<https://www.customs.go.jp>



② 「通販貨物に該当するか否か」

- 「通販貨物」とは、インターネット等を通じて通信販売により購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことをいいます。
- 購入者は個人に限らず、法人が購入する場合も「通販貨物」になります。
- 申告においては、(1)通販貨物／(2)FS利用貨物／(3)その他の貨物のいずれかを選択して申告してください。



【FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは】

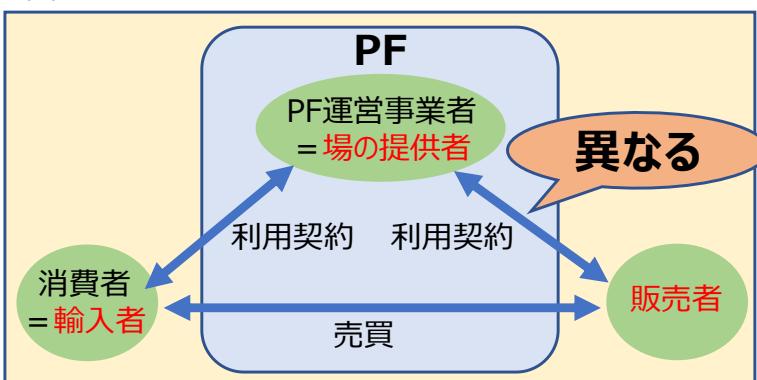
ECプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配達完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のこと。

FS利用貨物は、通販貨物と異なり、販売者と購入者の間の売買契約が成立する前に輸入されます。

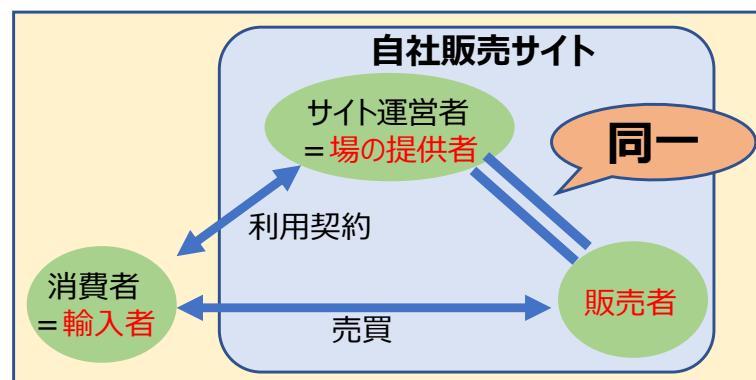
③ 通販貨物に該当する場合、「プラットフォームの名称等」

- 「プラットフォーム」(PF)には、(a)出品・出店型PFのほか、(b)自社販売サイトも含みます（下図参照）。
- ※(a)出品・出店型PF：PF運営事業者以外の者である販売者が利用する場（いわゆる通信販売PF）。出品型（マーケットプレイス型）か出店型（モール・テナント型）かを問いません。
- ※(b)自社販売サイト：サイト運営者と販売者が同一である場。自社のHPで販売する場合等。
- 輸入貨物を購入したPFが、
 - (a)出品・出店型PFであることが明らかな場合
→ その「PFの名称等」を申告してください。
 - (b)自社販売サイトであることが明らかな場合や、
• (a)なのか(b)なのかが明らかでない場合
→ その「PFの名称等」のほか、「PFの運営事業者の氏名又は名称」、「貨物の販売者の氏名又は名称」による申告も可能です。

(a)出品・出店型PF



(b)自社販売サイト



※ (a)でも、場の提供者が自ら販売することがあります ((b)との違いは、場の提供者以外の販売者も場を利用すること)

 これらの制度改正に係る情報及びお問い合わせ先は、税関HPへ掲載（右記二次元コード）しておりますのでご参照ください。

